

令和3年8月第141回定例農業委員会総会議事録

令和3年8月10日(火)

JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第551号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第552号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第553号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第554号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第341号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について

報告第342号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

報告第343号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年8月第141回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願いします。

議長

今日は、暑い中ご参集をいただきご苦労さまです。

先日、いろいろと賛否が分かれましたオリンピックも無事に終了しました。こうした中、開かれたオリンピックでしたが、国民生活の中ではコロナの感染が大変な状況になってきました。首都圏を中心としまして緊急事態宣言が発出されまして、そうした中、滋賀県も蔓延防止措置が適応される状況になってきました。滋賀県も8月4日に初めて100人を超える新規感染者が出たということで、6日に県独自の警戒ステージ3から4の特別警戒の最高レベルまで引き上げました。ところが翌日にはさらに過去最多の117人の方が感染されるという大変な状況になってきています。それを受けて8月8日には今申し上げましたように蔓延防止措置がとられ、滋賀県下の全市が対象となり、特に飲食店などは営業時間の短縮や酒類の提供禁止など影響を及ぼしています。今後どのようになっていくのか心配なところですよ。

一方、田んぼの方では、早生品種の収穫が間もなく始まろうとする時期になってきました。まだまだ暑い日が続きますが、体調管理には十分気を付けていただきながら農作業に励んでいただきたいと思います。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思えます。

本日の現在出席委員21名、遅参の届出1名（16番、●●委員）のとおり会議規則第4条第2項による遅参の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、8月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年8月第141回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

18番 ●●●● 委員

19番 ●●●● 委員

のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 551 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題551号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年8月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積128㎡、世帯の経営面積、渡人0アール、受人8.3アールで今回の申請面積を合わせますと9.5アールとなります。渡人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、受人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、隣接農地との一体利用でございます。ご覧のとおり、受人の経営面積が30アールなく、下限面積に達していませんが、地図をご覧のとおり位置、地形から一体利用可能な場合は例外的に認められることになっています。

番号2、土地の所在地、安土町大中●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積10,000㎡、世帯の経営面積、渡人100アール、受人100アール、同一世帯であるため経営面積は変わりません。貸人につきましては、安土町大中●●番地、●●●●、借人につきましては、安土町大中●●番地、●●●●、契約内容は親子間での使用貸借、貸渡理由、譲受理由とも経営移譲でございます。

番号3、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積79㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積62㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積112㎡、3筆合わせて253㎡でございます。世帯の経営面積、渡人7.2アール、受人240.1アールで今回の申請面積を合わせますと242.6アールとなります。渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積68㎡、同じく大中町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積2,820㎡、同じく大中町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積242㎡、3筆合わせて3,130㎡でございます。世帯の経営面積、渡人188.8アール、受人188.8アール、同一世帯であるため経営面積は変わりません。貸人につきましては、白王町●●番地、●●●●、借人につきましては、白王町●●番地、●●●●、契約内容は親子間の使用貸借、譲渡理由、譲受理由とも経営移譲でございます。

番号5、土地の所在地、土田町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積537㎡、世帯の経営面積、渡人5.4アール、受人182.6アールで今回の申請面積を合わせますと187.9アールとなります。渡人につきましては、中村町●●番地、●●●●、受人につきましては、土田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号6につきましては、4月の定例総会で承認いただきましたが、共有名義人のおひとりがお亡くなりになったため、再申請されたものです。内容等の変更はございませんので説明は省略させていただきます。なお、後ほどの案件にはなりますが、4条申請、5条申請にも同様にございますのでよろしくお願いいたします。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

(特になしの声)

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委員	(特になしの声)
議長	<p>質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。</p> <p>議第 551 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第 551 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>それでは次に、議第 552 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 553 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議題552号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年8月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。</p> <p>番号1、土地の所在地、円山町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積19㎡、申請人につきましては、円山町●●番地●、●●●●、申請地は、円山町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、今回申請者が土地の整理を行った際に、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p> <p>番号2、地図については6ページの④の2になります。土地の所在地、若宮町619番1、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,145㎡、申請人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、自己用駐車場及び近隣住民の駐車場として使用されます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p>

番号3、土地の所在地、若宮町●●番●、こちらの案件につきましても4月の定例総会で承認されましたが、共有名義人1人が死亡したため、再申請されたものです。

続きまして、議題553号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年8月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、小田町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,012㎡、渡人につきましては、小田町●●番地、●●●●、受人につきましては、十王町●●番地●、●●●●、申請地は、小田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸資材置場で、十王町にある(有)●●●●が半導体の部品や液晶部品を運ぶためのパレットを置くために使用されます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積110㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田小学校」・「金田幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場です。申請地南東の●と記載したお寺の駐車場として利用されます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積3,310㎡、貸人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、同じく安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積2,924㎡、貸人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、同じく、安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積2,000㎡、貸人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●外1名、以上3筆合わせて8,234㎡の借人につきましては、東近江市今堀町●●番地●、●●●●(株)、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町内野地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。既に近隣で行われている砂利採取の4期目になります。契約内容は、賃貸借で、転用目的は、砂利採取の一時転用です。立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。な

お、転用期間につきましては、許可後1年間でございます。周囲にはトラロープを張り巡らせ人の出入りが出来ないようにする計画です。また、工事車両が頻繁に出入りする期間は、県道からの入口に保安員を配置すると聞き取っております。こちらは、3,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

続きまして、番号4、番号5につきましては、こちらも4月の定例総会で承認されましたが、共有名義人1人が死亡したため、再申請されたものです。以上ご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第552号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第553号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、8番、●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、7月30日に、議第552号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第553号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、11番、●●●●副会長と、12番、●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第552号、農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、若宮町の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。周辺に農地がないことから、問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

事務局から説明のありましたとおり、再申請であります。

次に、議第553号、農地法第5条第1項許可申請の案件について報告

させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、小田町の集落内の農地で、転用目的は露天資材置場です。隣接農地との境界に擁壁を設置されることから、周辺農地への影響はないと考えます。また、敷地内にあるバルブについては、●●土地改良区と協議済みであり、処分の方法については、特に意見がない旨確認されています。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。乗り入れ箇所のみ盛土をされ、敷地は碎石処理されます。隣接農地がないことから、問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、安土町内野地先の農地です。転用目的は、砂利採取の一時転用です。第3期まで工事が完了していますが、農地の所有者から特に苦情も出ていないと伺いました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4・5の案件です。

事務局から説明のありましたとおり、再申請であります。

以上、第4条許可申請3件、第5条許可申請5件、計8件の現地踏査結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 552 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 553 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

議第 552 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 553 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは、次に、議題554号 土地改良事業参加資格交替の申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第554号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、説明をさせていただきます。

このことについて、土地改良法第3条第2項の規定により土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求める。

上記の議案を提出する。令和3年8月10日。近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資格の承認者2名でございます。

番号1については、水荃干拓の牧町側の承水溝改修工事に伴う資格交替です。

番号2については、今回3条で●●さんに経営移譲されましたが、●●さんが●●土地改良区の総代をされていますので、引き続き資格が必要であるための交替です。

以上、申出件数2件、申出筆数2筆、合計面積11,920㎡となります。

議 長 ありがとうございました。ただ今、説明をいただきました議第554号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員 経営移譲をされて、農地を渡されるのに資格者交替はおかしいのでは。

事務局 ご質問のあった権利異動ですが、今回、●●さんは使用貸借で権利異動

されますので、土地の所有者は●●さんです。その関係で、本来なら●●さんに土地改良事業参加資格がありますが、総代であるため●●さんは資格を取得されるということになります。

議 長 賃貸借でもこのようなことはありますか。

事務局 所有権移転をしない限りはこのようなことはあります。

議 長 他にありませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第554号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第554号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、承認することを認めます。

議 長 それでは、次に

報告第341号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第342号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第343号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第341号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、堀上町●●、地目、田、397㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年7月5日、406番、届出人の住所氏名、堀上町●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第342号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定に

より、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、鷹飼町●●、地目、田、330㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年6月23日、509番、借人につきましては、赤尾町●●、●●●●(株)、代表取締役、●●●●、貸人につきましては、赤尾町●●、●●●●、●●●●、理由につきましては、共同住宅、区分は、使用貸借でございます。

番号2、土地の表示、安土町下豊浦●●、地目、畑、132㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年6月29日、510番、受人につきましては、安土町桑実寺●●、●●●●、渡人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●●、理由につきましては、宅地造成、区分は売買でございます。

番号3、土地の表示、安土町下豊浦●●、地目、畑、155㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年7月19日、511番、受人につきましては、安土町桑実寺●●、●●●●、渡人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●●、理由につきましては、宅地造成、区分は売買でございます。

続きまして、報告第343号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約(使用貸借を含む)の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、全て賃貸借契約解除で56件です。●●●●さんの廃業に伴う解約となり、現在、農地中間管理機構に預けられ、受け手については、集落の担い手で調整されます。以上、報告とさせていただきます。

議長 ただ今の、報告第341号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第342号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第343号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 (特になしの声)

議長 熊木 喜一

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 141 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時10分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員